

**公益的な機関等（4条1項1号～5号）、博覧会の賞（9号）、
登録品種（14号）、ぶどう酒等の産地（17号）の商標審査基準について（案）**

平成28年5月

1. 国旗、菊花紋章等と同一又は類似する商標

第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）

一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

1. 現行商標審査基準の概要

現行の審査基準の概要は、（1）ないし（4）に関して下記の定めを置いている。

（1）「勲章、褒章又は外国の国旗」及びここでいう「外国」の範囲について

「1. 「勲章、褒章又は外国の国旗」は、現に存在するものに限るものとする。

また「外国」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国をも含むものとする。」

（2）我が国又は外国の国旗の類似の範囲について

「2. 商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するときは、国旗又は外国の国旗に類似するものとする。国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。」

（3）我が国の皇室の紋章である菊花紋章の類似の範囲について

「3. 菊花の紋章でその花卉の数が12以上24以下のもの及び商標の一部に菊花紋章又は上記の菊花の紋章を顕著に有するものは、原則として、菊花紋章に類似するものとする。ただし、次のものは、この限りでない。

- (1) 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- (2) 菊花の3分の1以上が他のものにより蔽われ、又は切断されているもの
- (3) 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- (4) 菊花の形状が確然と紋章を形成せず、かつ、生花を模倣したと認められるもの」

（4）色彩のみからなる商標と国旗等の類否について

「4. 色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせるものが国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号の規定に該当するものとする。」

2. 商標審査基準改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載するとともに、その該当例についても併せて記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 「国旗」について

「国旗」とは、日章旗をいう（国旗及び国歌に関する法律（平成11年8月13日法律第127号）第1条）。

2. 「菊花紋章」について

「菊花紋章」とは、菊花の紋章で花卉の数が16枚からなる我が国の皇室の紋章をいう。

3. 「勲章、褒章」について

「勲章、褒章」とは、いずれも我が国のものであって、かつ、査定時において現に存在するものに限る。

(1) 主な「勲章」の例（出典：内閣府賞勲局）



(2) 主な「褒章」の例（出典：内閣府賞勲局）



4. 「外国の国旗」について

「外国の国旗」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国の国旗をも含む。

また、査定時において現に存在する国に限るものとする。

5. 「同一又は類似の商標」について

(1) 本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国旗等と紛らわしいか否かにより判断する。

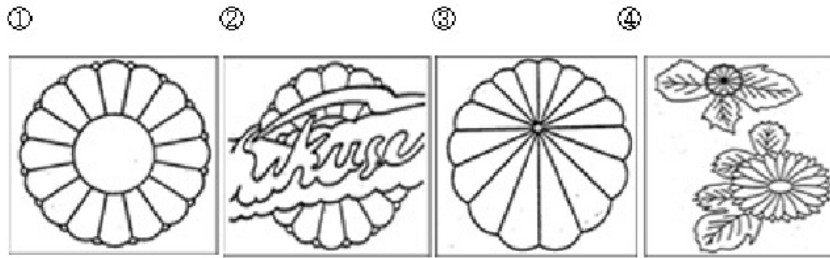
例えば、出願商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 「菊花紋章」の判断の例

上記(1)に加え、出願商標が、菊花を表し、その花卉の数が12以上24以下で表示されている場合は、「菊花紋章」に類似するものと判断する。ただし、出願商標が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 花心の直径が花卉の長さより大きいもの
- ② 菊花の3分の1以上が他のものにより覆われ、又は切断されているもの
- ③ 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- ④ 菊花の形状が明らかに紋章を形成せず、かつ、生花を表したと認められるもの

(例) 上記①ないし④に該当する標章



6. 色彩を組み合わせてなる商標について

色彩のみからなる商標のうち、色彩を組み合わせてなるものが外国の国旗と同一又は類似の標章である場合には、原則として、本号に該当するものと判断する。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1285頁）

「これらのものの商標としての使用はそれが表示するものの尊厳を傷つけ、また、一私人に独占を許すことは妥当ではないという点にある。」

2. 国の紋章等と同一又は類似する商標

第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）

二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三 国際連合その他の国際機関（口において「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

1. 現行商標審査基準の概要

現行の審査基準は、（1）ないし（5）に関して下記の定めを置いている。

（1）各号に基づき、経済産業大臣が指定した所定の紋章その他の記章、標章、印章を例示

（2）第3号における「類似」の判断について

「2. （略）当該国際機関等の権威を損じ、尊厳を害するような商標を一私人に独占させることを防止するという目的に照らし、同機関等を表示する標章と相紛らわしいか否かを考慮するものとする。」

（3）第3号イにおける「需要者の間に広く認識されている商標」の範囲につ

いて

「3. (略) 最終需要者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含む。」

(4) 第3号イにおける「需要者の間に広く認識されている商標」の該当性の判断について

「4. (1) (略) 例えば次の事実を総合勘案して判断する。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
- ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
- ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
- ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
- ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
- ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

- ① 広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）
- ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
- ③ 商標が使用されていることを明示する写真又は動画
- ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
- ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
- ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
- ⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事
- ⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書
ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。」

(5) 第3号ロの該当性の判断について

「5. (略) 国際機関が行う役務と出願に係る第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務（以下「指定商品又は指定役務」という。）との関連性を勘案して判断する。

第3号ロに該当する例：

- 国際機関が行う役務が食品関係
- 出願に係る指定商品が自動車」

2. 商標審査基準改訂の方向性

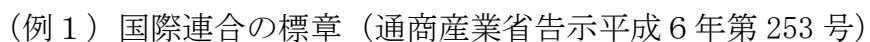
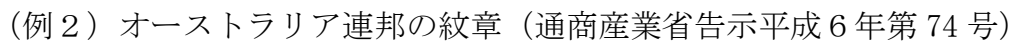
現行の審査基準では、本項第3号についての記載しかないため、各号毎に分けてそれぞれ判断基準を定めてはどうか。

また、各号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載するとともに、その該当例についても併せて記載してはどうか。

『1. 「経済産業大臣が指定するもの」について

例えば、以下のものがある。

(例 1) アメリカ合衆国の記章 (通商産業省告示昭和 51 年第 356 号)





(例2) 世界知的所有権機関の標章（通商産業省告示平成6年第275号）



(3) 第5号

(例1) マレーシアの監督用又は証明用の印章又は記号（経済産業省告示平成26年第96号）（商品又は役務：輸送，食肉，魚 等）



(例2) 大韓民国の監督用又は証明用の印章（経済産業省告示平成26年第241号）（商品又は役務：木材製品）



2. 第2号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体が国の紋章等と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国の紋章等を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

3. 第3号について

(1) 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、国際機関の尊厳を保持するという公益保護の観点から、商標全体がこれら国際機関を表示する標章と紛らわしいか否かにより判断する。

例えば、出願商標が、その一部に国際機関を表示する標章を顕著に有する場合は、商標全体として本号に該当するものと判断する。

(2) 「需要者の間に広く認識されている」について

(ア) 需要者の範囲は、最終需要者まで広く認識されている場合のみならず、取引者の間に広く認識されている場合を含む。

(イ) 「需要者の間に広く認識されている」か否かの判断における考慮事由及び証拠方法は、商標審査基準第2 第3条第2項 2.(2)及び(3)を準用する。

(3) 「国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務」について

「誤認を生ずるおそれがない」か否かの判断については、国際機関が行う役務と出願商標の指定商品又は指定役務との関連性を勘案して判断する。

(例) 第3号ロに該当する場合

国際機関が行っている役務が食品関係であるのに対し、出願商標の指定商品が自動車である場合

4. 第5号について

(1) 「同一又は類似の標章を有する商標」について

本号における類否は、商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に国の監督用の印章等と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

(2) 「同一又は類似の商品又は役務」について

商品又は役務の類否の判断については、商標審査基準第3 十、第4条第1項第11号 11. から13. まで（【P】）を準用する。

（注）記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕）

(ア) 第2号及び第3号について（1285頁）

「これらのものの商標としての使用はそれが表示するものの尊厳を傷つけ、また、一私人に独占を許すことは妥当ではないという点にある。」

(イ) 第5号について（1286頁）

「本号と九号は特にその標章のみならずその一部としてその標章を使っている商標も不登録になるのである。その理由は、これらは特に品質保証的機能が強いので商品の品質あるいは役務の質の誤認防止の見地からこのように規定したものである。」

3. 赤十字等の標章と同一又は類似する商標

第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 現行商標審査基準の概要

現行の審査基準は、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章及び名称並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条の特殊標章が具体的にいかなる名称や標章であるのかを表している。

本基準のうち、1. が赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章、2. が同条の名称、3. が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章である。

2. 商標審査基準改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条ⁱの「標章」及び「名称」について

(1) 「標章」は次のとおりである。

①



（白地に赤十字）

②



（白地に赤新月）

③



（白地に赤のライオン及び太陽）

(2) 「名称」は次のとおりである。

① 「赤十字」

② 「ジュネーブ十字」

③ 「赤新月」

④ 「赤のライオン及び太陽」

2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条

第1項ⁱⁱの特殊標章のひな型は次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

3. 「同一又は類似の商標」について

本号における類否は、赤十字の尊厳を保持する等の公益保護の観点から、商標全体がこれら赤十字の標章等と紛らわしいか否かにより判断する。

たとえば、出願商標が、その一部に上記の1. 又は2. の標章又は名称を顕著に有する場合は、本号に該当するものと判断する。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1285頁）

「立法趣旨はこのような法律で使用を禁止しているものに商標権を設定することは妥当でないからであり、同時に赤十字社等の権威を傷つけるおそれがあるからである。」

ⁱ昭和二十二年法律第百五十九号（赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律）

（昭和二十二年十二月十日法律第百五十九号）

最終改正：平成一六年六月一八日法律第一一二号

第一条 白地に赤十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の標章若しくは赤十字、ジュネーブ十字、赤新月若しくは赤のライオン及び太陽の名称又はこれらに類似する記章若しくは名称は、みだりにこれを用いてはならない。

第二条 日本赤十字社は、前条の規定にかかわらず、白地に赤十字の標章及び赤十字の名称を用いることができる。

第三条 傷者又は病者の無料看護に専ら充てられる救護の場所を表示するために、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章を用いようとする者は、日本赤十字社の許可を受けてこれを用いることができる。

第四条 第一条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する

ⁱⁱ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年六月十八日法律第百十二号）（特殊標章等の交付等）

第百五十八条 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章（第一追加議定書第六十六条3の国際的な特殊標章をいう。次項及び第三項において同じ。）又は身分証明書（同条3の身分証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）をみだりに使用してはならない。

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）

第六十六条 識別

1（略）

2（略）

3 文民保護の文民たる要員については、占領地域及び戦闘が現に行われており又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書によって識別されることができるようになるべきである。

4 文民保護の国際的な特殊標章は、文民保護組織並びにその要員、建物及び物品の保護並びに文民のための避難所のために使用するときは、オレンジ色地に青色の正三角形とする。

附属書I 識別に関する規則

第十六条 国際的な特殊標章

1 議定書第六十六条4に規定する文民保護の国際的な特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とす

る。ひな型については、第四図に示す。



第4図 オレンジ色地に青色の三角形

4. 博覧会の賞等と同一又は類似する商標

第4条第1項第9号（博覧会の賞）

政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

1. 現行商標審査基準の概要

現行の審査基準のうち、1. が「博覧会」の解釈を定めたものであり、2. が「その賞を受けた者」の解釈を定めたものである。

2. 商標審査基準改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 「博覧会」について

「博覧会」には、博覧会の名称を冠するものに限らず、例えば見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む。

2. 「特許庁長官の定める基準に適合するもの」について

「特許庁長官の定める基準」は、平成24年特許庁告示第6号（下記参照）において示されており、これに適合するか否かにより判断する。

平成24年特許庁告示第6号（要件部分抜粋）

「一 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
二 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、同号の趣旨に照らして適當であると判断されるものであること。
三 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。」

(1) 上記一について

博覧会等の名称を冠した場合であっても、その目的が、単なる商品販売の一環としての百貨店や小売店等による各種の商品の即売会や絵画又は美術品等の展示会は、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(2) 上記二について

例えば、以下(ア)ないし(ウ)の場合には、本号にいう「特許庁長官の定める基準」に適合しないものと判断する。

(ア) 「開設地及び開設期間」について、(i)博覧会の開設会場の収容人数 が極めて少ない場合、(ii)開催地が離島等の交通不便な地域である場合、あるいは(iii)交通不便とはいえない地域であっても、例えば山岳地等の開催地であって季節によっては交通不便となる期間に開催する場合。

(イ) 「出品者及び入場者の資格」について制限を設けている場合。ただし、開設の目的、会場の規模その他正当な理由による場合は除く。例えば、(i)博覧会の出品物が「たばこ」「アルコール飲料」等であって、それらを展示し公衆の観覧及び購買する場合に入場者の年齢に制限を設ける場合、及び(ii)開設会場が相当程度の収容人数がある場合であっても、入場者の安全性・利便性等を考慮して一定程度の制限を設ける場合等。

なお、出品者又は入場者から出品料又は入場料を徴収することは制限には当たらないものとする。

(ウ) 「出品者数」、「出品物の種類及び数量」について、博覧会の出品者数が極めて少ない場合又は限定されている場合のように、一般公衆の観覧及び購買に供されることを目的とするものとは到底いえない場合。

3. 「同一又は類似の標章」について

本号における類否は、博覧会で与えられる賞の権威の維持及び商品の品質又は役務の質の誤認防止の観点から、出願商標が、その構成全体又はその一部に博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断する。

4. 「その賞を受けた者」について

「その賞を受けた者」には、賞を受けた者から、その者の営業、事業の承継人を含む。

(注) 記載した告示の内容は、本審査基準作成時点のものである。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1286頁）

「九号は特にその標章のみならずその一部としてその標章を使っている商標

資料 2

も不登録になるのである。その理由は、これらは特に品質保証的機能が強いので商品の品質あるいは役務の質の誤認防止の見地からこのように規定したものである。」

5. 種苗法で登録された品種の名称と同一又は類似する商標

第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 現行商標審査基準の概要

現行の審査基準は、1. において、種苗法による品種登録の登録期間（育成者権の存続期間）が有限であることから、登録期間経過後の取扱いを定めるとともに、商標法第4条第1項第14号でいう品種の名称は登録期間中のものに限られる旨を明示している。

また、平成10年の種苗法改正により、品種登録に係る規定に変更があったが、前記1. は、新種苗法第18条第1項についてのみ記載しているので、2. において旧種苗法（昭和22年法律第115号）第12条の4第1項の規定により登録を受けた品種登録についても、前記1. の適用がある旨を定めたものである。なお、旧法の品種登録の有効期間は15年（一部のものは18年）である。

2. 商標審査基準改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 「類似の商標」について

本号における類否の判断は、品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占させないという観点から、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。

2. 「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」について

出願に係る指定商品が、品種登録を受けたその品種の「種子類、苗、苗木」等、又はこれらに類似する商品若しくは役務の場合、「その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務」に該当するものと判断する。

（例）その品種の種苗と同一と判断される場合

リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「リンゴの苗木」のとき。

（例）その品種の種苗と類似と判断される場合

① リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品

が「ぶどうの苗木」のとき。

② リンゴについて品種登録されている場合において、出願に係る指定商品が「ドライフラワー」のとき。

3. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録が存続期間の満了等により消滅した後は、指定商品又は指定役務により、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するか否かを判断する。

4. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記3.と同様に取り扱うものとする。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1289頁）

「本号の立法趣旨は、種苗法（平成一〇年法律第八三号）においては、登録品種の種苗を業として譲渡等するときの名称の使用義務及び登録品種又はこれに類似する品種以外の種苗を業として譲渡等するときに登録品種の名称の使用禁止を規定（同法二二条）することから、登録品種の名称をその品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用する商標を商標登録の対象から除外し、当該名称について特定の者に独占的使用権が生ずることを防止することにある。」

(2) 種苗法（平成十年五月二十九日法律第八十三号）

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一 （略）

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

四 （略）

2 （略）

第二十二条 登録品種（登録品種であった品種を含む。以下この条において同じ。）の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称（第四十八条第二項の規定により名称が変更された場合にあっては、その変更後の名称）を使用しなければならない。

2 登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の

資料2

種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

6. ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示する標章等

第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

1. 現行商標審査基準の概要

現行審査基準は、1. において、「産地を表示する標章」に関し、当該産地を片仮名文字又は翻訳と認められる文字で表示した標章についても、本号を適用することを定めたものである。例えば、「BORDEAUX」を「ボルドー」、「CHAMPAGNE」を「シャンパーニュ」と表す場合である。

また、「その他その翻訳と認められる文字」には、例えば、「BOURGOGNE」（ブルゴーニュ）を英語で表示した「BURGUNDY」が相当する。

2. は、「ぶどう酒」及び「蒸留酒」の範囲を明確にするために定めたものである。

2. 商標審査基準改訂の方向性

本号の条文に則し、要件別に判断基準を整理して記載してはどうか。

また、要件別に判断基準を整理して記載するとともに、その該当例についても併せて記載してはどうか。

3. 商標審査基準改訂イメージ

『1. 「産地を表示する標章」について

産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、例えば、片仮名で表示した標章、その他の言語で翻訳したと認められる文字で表示した標章を含む。

（例）片仮名で表示した標章

「BORDEAUX」を「ボルドー」

「CHAMPAGNE」を「シャンパーニュ」

（例）その他の言語で翻訳したと認められる文字で表示した標章

「BOURGOGNE」（仏語）を「BURGUNDY」（英語）

2. 「有する」について

形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとし、その使用形態や産地の誤認混同の有無は問わない。

(例) 「有する」場合

商品「しょうちゅう」について、商標「球磨の光」

商品「ぶどう酒」について、商標「山梨産ボルドー風ワイン」

商品「ぶどう酒」について、商標「CHAMPAGNE style」

3. 「ぶどう酒」及び「蒸留酒」について

本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。』

4. 参考

(1) 立法趣旨（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第19版〕1289頁）

「平成六年の一部改正において、T R I P S 協定二三条2及び二四条9に対応して新設された規定である。T R I P S 協定二三条2は、世界貿易機関の加盟国に対し、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示に関する商標登録出願が、その地理的表示の示す原産地と異なるものについてされた場合は、拒絶又は無効とすることを義務づけている。また、同協定二四条9では、加盟国は、原産国において保護されていない地理的表示を保護する義務を負わない旨規定されている。」

(2) 本号の規定に基づく産地として特許庁長官が指定するものは以下のとおり。

- ・「壱岐」（酒類：しょうちゅう、産地：長崎県壱岐市）
- ・「球磨」（酒類：しょうちゅう、産地：熊本県球磨郡人吉市）
- ・「琉球」（酒類：しょうちゅう、産地：沖縄県）
- ・「薩摩」（酒類：しょうちゅう、産地：鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く））
- ・「山梨」（酒類：ぶどう酒、産地：山梨県）